

議提議案第 号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年 月 日

提出者

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すよつに改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|----------------------|
| <p>1 } 9 附 則 (略)</p> <p>10 令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、一月当たり、千五百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p> | <p>1 } 9 附 則 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。